

(介 23) (地 72)

令和元年 5 月 24 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

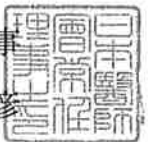
日本医師会常任理事

釜 范 敏



日本医師会常任理事

江 澤 和 彦



平成 31 年度医療介護提供体制改革推進交付金（地域医療介護総合確保基金）
管理運営要領等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より都道府県宛に、地域医療介護総合確保基金に関する平成 31 年度の管理運営要領及び平成 31 年度の取扱いに関する留意事項を取りまとめた通知が発出されました。

今年度の管理運営要領では、まず「介護施設等の整備に関する事業」において、①地域密着型サービス等整備助成事業に土地所有者が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象に追加、②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換や、訪問看護 ST の大規模化等を対象に追加、③民有地マッチング事業の追加、が行われております。

次に「介護従事者の確保に関する事業」においては、①介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業に介護の周辺業務等の体験支援の追加、②介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業の追加、③ I C T 導入支援事業の追加、④介護事業所に対する業務改善支援事業の追加、が行われております。

また、上記の ICT 導入支援事業については、厚生労働省老健局より実施要綱が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会等への周知方、都道府県行政や関係者等との協議、並びに、都道府県計画や市町村計画の事後評価への関与につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。



なお、今般の地域医療介護総合確保基金に関する改正後全文の通知等につきましては、文量の都合により、日本医師会文書管理システムへの掲載をもって送付を割愛させていただきますことを申し添えます。



事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 26 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
医政局地域医療計画課
老健局高齢者支援課
老健局振興課
保険局医療介護連携政策課

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について」等について（お知らせ）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画及び同法第 5 条第 1 項に規定する市町村計画の作成又は変更並びに同法第 6 条に規定する基金についての管理、運用等に関する事項について、以下 1 及び 3 を都道府県宛に通知いたしました。

都道府県宛の通知文書を添付いたしますので、貴会会員に対し情報提供いただきますようお願いいたします。

1. 「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について
(医政発 0426 第 10 号・老発 0426 第 4 号・保発 0426 第 13 号)
2. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成 31 年度の取扱いに関する留意事項について」
(医政地発 0426 第 2 号・老高発 0426 第 2 号・老振発 0426 第 1 号・保連発 0426 第 1 号)

【問い合わせ先】

(医療を対象とする事業に関すること)

医政局地域医療計画課

電話：03-5253-1111 (内線2771)

E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp

(介護施設等の整備に関すること)

老健局高齢者支援課

電話：03-5253-1111 (内線3928)

E-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp

(介護従事者の確保に関すること)

老健局振興課

電話：03-5253-1111 (内線3935)

E-mail：shinkou-yosan@mhlw.go.jp

(その他都道府県計画等の全般に関すること)

保険局医療介護連携政策課

電話：03-5253-1111 (内線3182)

E-mail：sougoukakuhokg@mhlw.go.jp

医 政 発 0426 第 10 号
老 発 0426 第 4 号
保 発 0426 第 13 号
平 成 31 年 4 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援
臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の
運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)により行われているところであるが、管理運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、平成 31 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

新	旧
別紙 地域医療介護総合確保基金管理運営要領 第 1 ～ 第 8 （略） （別表）（略）	別紙 地域医療介護総合確保基金管理運営要領 第 1 ～ 第 8 （略） （別表）（略）

新	旧
別記１－１ 介護施設等の整備に関する事業 １ （略） ２ 対象事業 （１）地域密着型サービス等整備助成事業 次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。 また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・ 貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。 なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。 ア 地域密着型（定員２９人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるシ	別記１－１ 介護施設等の整備に関する事業 １ （略） ２ 対象事業 （１）地域密着型サービス等整備助成事業 次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。 また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。 なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。 ア 地域密着型（定員２９人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基

新	旧
<u>ョートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）</u> イ～サ （略） シ <u>介護予防拠点（介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスＢ・Ｃや、多様な通いの場を整備する場合を含む。）</u> ス （略） セ 生活支援ハウス（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）、<u>沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）又は豪雪地帯対策特別特措法（昭和３７年法律第７３号）</u>に基づくものに限る。以下同じ。） ソ （略） タ <u>介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）</u> <u>なお、整備区分については、創設や増築（床）のほか、改築、増改築等も可能であること。</u>	本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。） イ～サ （略） シ 介護予防拠点 ス （略） セ 生活支援ハウス（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）<u>又は沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）</u>に基づくものに限る。以下同じ。） ソ （略） タ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設
（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体	（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体

新	旧
制整備等を支援するため、 ・ <u>施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床</u> ・ <u>また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）</u> ・ <u>さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置</u> の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。 （３）定期借地権設定のための一時金の支援事業 施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。 <u>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</u> ・ <u>貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</u> ・ <u>賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</u> ・ <u>賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</u> さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。	制整備等を支援するため、<u>施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換</u>の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。 （３）定期借地権設定のための一時金の支援事業 施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。 また、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

新	旧
(4) (略) <u>(5) 民有地マッチング事業</u> <u>介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。</u> <u>実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</u> <u>委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。</u> <u>ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援</u> <u>土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。</u> <u>(ア) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適切な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</u> <u>(イ) (ア) で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</u> <u>(ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。</u> <u>(エ) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。</u> <u>(オ) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うもの</u>	(4) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>であるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。</u> イ <u>整備候補地等の確保支援</u> <u>介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。</u> <u>(ア) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。</u> <u>(イ) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。</u> <u>(ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。</u> <u>(エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。</u> <u>(オ) 介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。</u> ウ <u>地域連携コーディネーターの配置支援</u> <u>介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。</u> <u>(ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。</u> <u>(イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への</u>	

新	旧
<u>接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村と連携するとともに、市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。</u> <u>(ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。</u> 3 助成額の算定方法 (1) 算定方法 都道府県計画に記載された事業について、別表 1－1 の第 1 欄に定める施設等の区分ごとに、第 2 欄に定める配分基礎単価に第 3 欄に定める単位の数に乗じて得た額と第 4 欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表 1－1 の(3)の第 1 欄に定める施設等の区分ごとに、第 2 欄に定める配分基準により算定した額と第 4 欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。 また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 <u>なお、配分基礎単価について、「2019 年 4 月 1 日～2019 年 9 月 30 日」を適用するのか、又は「2019 年 10 月 1 日～」を適用するのかは、各介護施設等が実施する基金事業の目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日、又は約した役務の全ての提供を完了した日を基準日として判定する。</u> (2) (略) (3) 豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)、小笠原	3 助成額の算定方法 (1) 算定方法 都道府県計画に記載された事業について、別表 1－1 の第 1 欄に定める施設等の区分ごとに、第 2 欄に定める配分基礎単価に第 3 欄に定める単位の数に乗じて得た額と第 4 欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表 1－1 の(3)の第 1 欄に定める施設等の区分ごとに、第 2 欄に定める配分基準により算定した額と第 4 欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。 また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (2) (略) (3) 豪雪地帯対策特別措置法による特例 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、(1) 及び(2)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額を加算することができるもの

新	旧
<u>諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく離島等に所在する場合は、（1）及び（2）により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。</u> ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 4 （略）	とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 4 （略）

新	旧
別記 2 介護従事者の確保に関する事業 1 (略) 2 対象事業 (1) ～ (11) (略) (12) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 イ (略) ロ <u>介護の周辺業務等の体験支援</u> <u>介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会や OJT 研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。</u> ハ (略) (13) (略) (14) 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業 <u>以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</u> イ (略) ロ 介護福祉士資格の取得を目指す留学生等の外国人介護人材と受入介護施設等とのマッチング支援事業 <u>留学生等の外国人介護人材の受入を円滑に進めるため、介護福祉士養成施設への留学や日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングとし</u>	別記 2 介護従事者の確保に関する事業 1 (略) 2 対象事業 (1) ～ (11) (略) (12) 介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 イ (略) <u>(新設)</u> ロ (略) (13) (略) (14) 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業 イ (略) ロ 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業 <u>留学生の受入を円滑に進めるため、留学を希望する者と介護福祉士養成施設あるいは介護施設等とのマッチングとして、留学を希望する者からの情報収集や日</u>

新	旧
て、<u>留学希望者等からの情報収集や日本の受入介護施設等に関する情報提供などの実施に必要な経費に対して助成する。</u>	本の<u>介護福祉士養成施設等</u>に関する情報提供などの実施に必要な経費に対して助成する。
(15) ～ (16) (略)	(15) ～ (16) (略)
<u>(17) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業</u> <u>研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。(本項における他の事業で助成される経費を除く。)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(18) ～ (25) (略)</u>	<u>(17) ～ (24) (略)</u>
<u>(26) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</u> <u>以下の、ロ、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</u> イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進 ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及 など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。 ロ 介護ロボット導入支援事業 現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先	<u>(25) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</u> イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進 ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及 など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。 <u>なお、情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象としていない。</u> ロ 介護ロボット導入支援事業 現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先

新	旧
駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。 <u>ハ ICT導入支援事業</u> <u>介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。</u> <u>二 介護事業所に対する業務改善支援事業</u> <u>厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。</u> <u>・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること</u> <u>・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること</u> <u>(27) ～ (30) (略)</u>	駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(26) ～ (29) (略)</u>



老総発 0510 第 1 号
老高発 0510 第 1 号
老振発 0510 第 1 号
令和元年 5 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総 務 課 長
（公印省略）
高齢者支援課長
（公印省略）
振 興 課 長
（公印省略）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号、老発 0912 第 1 号、保発 0912 第 2 号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記 2 の 2（26）「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」に規定されている事業のうち、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている事業については、それぞれ別紙 1 から 3 により実施するので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

別紙 1 介護ロボット導入支援事業実施要綱

別紙 2 ICT 導入支援事業実施要綱

別紙 3 介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱

介護ロボット導入支援事業実施要綱

1 事業の目的

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。

これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、基金にメニューを設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

2 機器の対象範囲

次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットであること。

i 目的要件

- ・ 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、別添 1 を参照されたい。）。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット
- ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 30 年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

3 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画

i 計画の作成

介護ロボットを導入する事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成する。当該計画については、導入後 3 年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用

モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。

ii 導入効果の報告

導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。

例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者(利用者)の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

4 補助額等

i 補助額

1 機器につき補助額は30万円とする。ただし60万円未満のものは価格に二分の一を乗じて得た額を上限とする。

ii 一回当たりの限度台数

- ・ 施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
- ・ 在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

iii 介護ロボット導入計画との関係

一計画につき、一回の補助とする。

5 その他

他の補助金等を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはならないことに留意するとともに、必要に応じて重複を防止するための確認を行うなど適正な事務処理に努めること。

例えば、各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)」においては、装着型又は非装着型の移乗介助機器が助成の対象となる(詳細については、別添2を参照されたい。)

【別紙 1－1】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助**ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器**

(定義)

- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の腰の負担を軽減する。
- 介助者が一人で着脱可能であること。
- ベッド、車いす、便器の間の移乗に用いることができる。



重点分野のイメージ

※ 「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
 （経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙 1－2】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助

ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

(定義)

- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- ベッドと車いすの間の移乗に用いることができる。(※ベッドと車いすの間の移乗における使い勝手は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。)
- 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のパワーアシストを行うこと。
- 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- つり下げ式移動用リフトは除く。



重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙 1 - 3】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

(定義)

- 使用者が一人で用いる手押し車型(歩行車、シルバーカー等)の機器。
- 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 荷物を載せて移動することができる。
- モーター等により、移動をアシストする。(上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。)
- 4つ以上の車輪を有する。
- 不整地を安定的に移動できる車輪径である。(※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。)
- 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- マニュアルのブレーキがついている。
- 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- 介助者が持ち上げられる重量(30kg 以下)である。



重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業(開発補助事業)研究基本計画」
(経済産業省 製造産業局 産業機械課 (平成29年10月)) <抜粋>

【別紙 1－4】

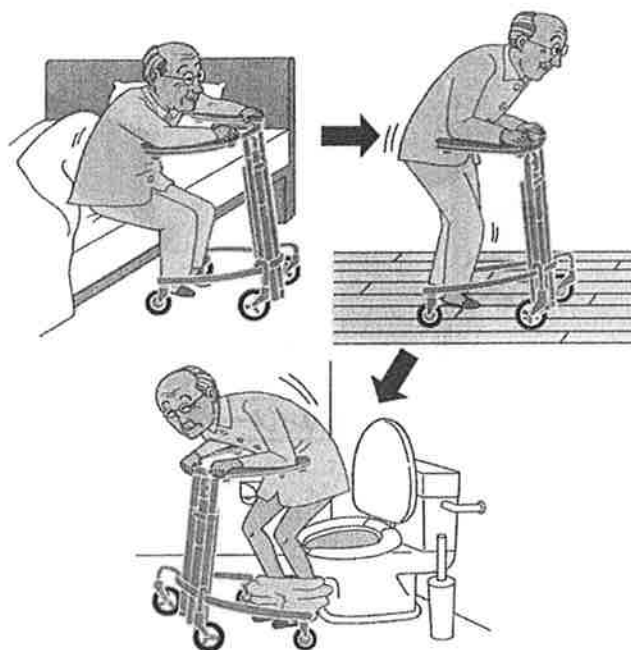
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

(定義)

- 一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレの中での一連の動作(便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換)の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点评価する。



重点分野のイメージ

※ 「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙 1－5】

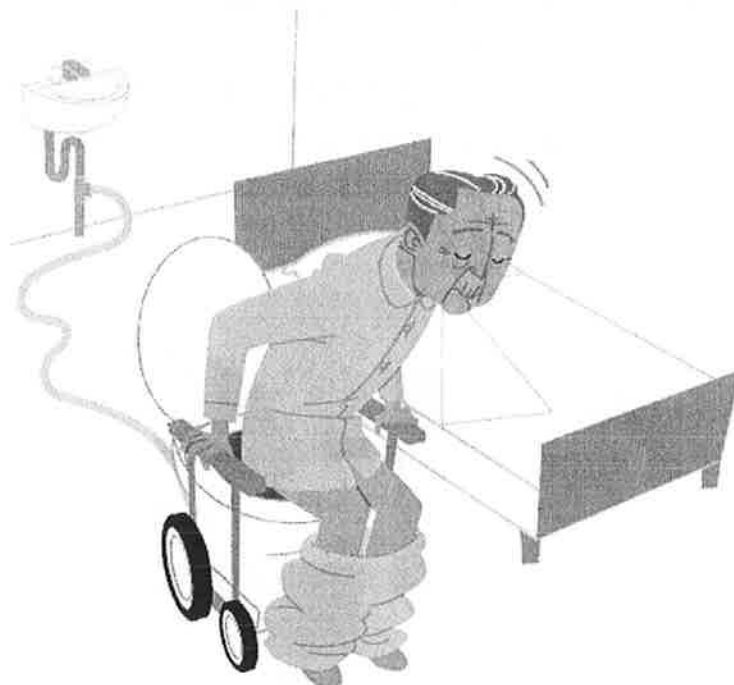
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

(定義)

- 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- 室内での設置位置を調整可能であること。



重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙 1－6】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

(定義)

- 複数の要介護者を同時に見守ることが可能。
- 施設内各所にいる複数の介護従事者へ同時に情報共有することが可能。
- 昼夜問わず使用できる。
- 要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- 要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



重点分野のイメージ

※ 「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙 1－7】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

(定義)

- 複数の部屋を同時に見守ることが可能。
- 浴室での見守りが可能。
- 暗所でも使用できる。
- 要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- 要介護者が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- 要介護者が転倒したことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- 要介護者の生活や体調の変化に関する指標を、開発者が少なくとも1つ設定・検知し、介護従事者へ情報共有できる。
- 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



重点分野のイメージ

※ 「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙１－８】

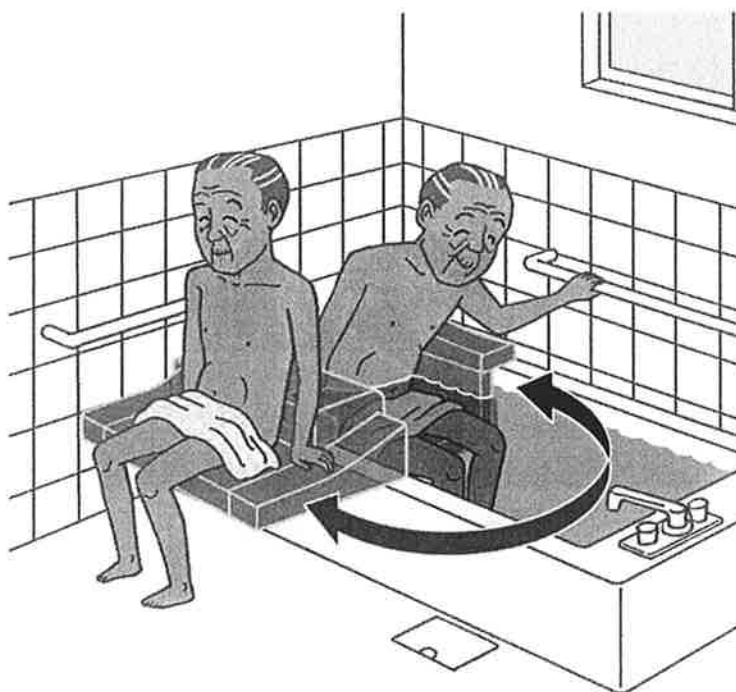
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

入浴支援

ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

(定義)

- 要介護者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 要介護者の浴室から浴槽への出入り動作、浴槽をまたぎ湯船につかるまでの一連の動作を支援できる。
- 機器を使用しても、少なくとも胸部まで湯に浸ることができる。
- 要介護者の家族が入浴する際に邪魔にならないよう、介助者が一人で取り外し又は収納・片付けをすることができる。
- 特別な工事なしに設置できる。



重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙 1－9】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

(定義)

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ

※ 「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙１－１０】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

(定義)

- 使用者が装着する場合には、容易に着脱可能であること。
- 使用者の生体情報等に基づき排尿又は排便を予測することができる。
- 予測結果に基づき的確なタイミングで使用者をトイレに誘導することができる。



重点分野のイメージ

※ 「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙 1－11】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

(定義)

- 使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙 1－12】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

(定義)

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となり得る。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、ADL(日常生活活動)を維持向上することができる。



重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

【別紙 1－13】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

介護業務支援

ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

(定義)

- 共有する情報は、ロボット介護機器により得られたものとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を活用して、ロボット介護機器が適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成システム等に連結することが可能であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」（経済産業省 製造産業局 産業機械課（平成29年10月））＜抜粋＞

事務連絡

平成 30 年 4 月 2 日

都道府県労働局職業安定部
職業対策課長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
雇用開発企画課介護労働対策室長補佐

人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）の助成対象となる
介護福祉機器について

日頃より、本助成金の支給業務等にご尽力頂き感謝申し上げます。

人材確保等支援助成金（以下「助成金」という。）の実施については、平成 30 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号、雇均 0331 第 3 号、開発 0331 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」により通知されていますが、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）の対象となる介護福祉機器については、平成 30 年度から下記のとおり変更（追加）しております。

この見直しに伴い、地域医療介護総合確保基金によって都道府県で実施する「介護ロボット導入支援事業」（以下「導入支援事業」という。）の導入支援対象機器と機器助成コースの助成対象介護福祉機器が、一部重複することとなることから、両制度において、同一機器に対する支給が生じないように、都道府県の導入支援事業担当者に対する確認等について遺漏なきよう取り扱いをお願いします。

記

1 追加となる介護福祉機器の範囲について

支給要領 0302 イ（イ）の「移動・昇降用リフト」に、「非装着型移乗介助機器（介護労働者が要介護者を移乗させ又は移乗するときに用いる機器（介護労働者が装着して用いるもの（「装着型移乗介助機器」という。）を除く。）であって、抱え上げ動作のパワーアシスト機能又はその動作を不要とする機能により、当該労働者の腰の負担を軽減するもの。）を含む。」を追加している。

また、支給要領 0302 イ（ロ）として、「装着型移乗介助機器」を新たに追加すること。該当する機器（例示）は以下の機器を想定している。その他の機器で助成対象となるか疑義が生じた場合は、本省担当まで問い合わせさせていただきようお願いします。

（１）非装着型移乗介助機器

- ・ リショーン Plus（パナソニックエイジフリー株式会社）
- ・ 移乗サポートロボット Hug T1（富士機械製造株式会社）
- ・ ロボヘルパー SASUKE（マッスル株式会社）

(2) 装着型移乗介助機器

- ・ HAL 腰タイプ介護支援用（サイバーダイン株式会社）
- ・ マッスルスーツ（イノフィス株式会社）

2 導入支援事業との併給調整について

導入支援事業の事業内容は別添資料1となっており、上記1の非装着型移乗介助機器及び装着型移乗介助機器を含め、介護ロボットの導入支援を行っているところである。

このため、助成金の計画認定時（支給要領 0406）及び支給決定時（支給要領 0602）において、事業主から申請のあった導入する介護福祉機器が非装着型又は装着型移乗介助機器に該当する場合、都道府県導入支援事業担当者に対し、申請事業主が同一機器に対して基金による補助金の支給を受けていないか、確認を行う必要がある。

確認に当たっては、その頻度や確認方法（郵送に限らずEメールを活用する等）については、事務負担を考慮しつつ、都道府県導入支援事業担当者と調整の上、任意で差し支えないが、誤送付等が生じないよう情報管理に留意して実施していただくようお願いする。

参考様式（別添資料2）を添付するので、都道府県導入支援事業担当者に対する照会にご活用いただくとともに、同様式を活用し、年度や四半期毎等定期的に支給決定事業所の情報を共有する等、適切な事務を行っていただくようお願いする。

3 都道府県介護人材確保対策等担当課宛て通知について

平成30年4月2日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課から、各都道府県介護人材確保対策等担当課宛て通知（別添資料3）が発出されているので、同様の照会が都道府県導入支援事業担当者からも行われることとなるので申し添える（「4 その他」部分参照）。

※ 別添資料3（略）

以上

【担当】

職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課
介護労働対策係 佐藤、加賀屋

TEL 03-5253-1111（内線 5785）

Mail satou-kanako@mhlw.go.jp

kagaya-takumi@mhlw.go.jp

介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

別添資料1

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容来判断

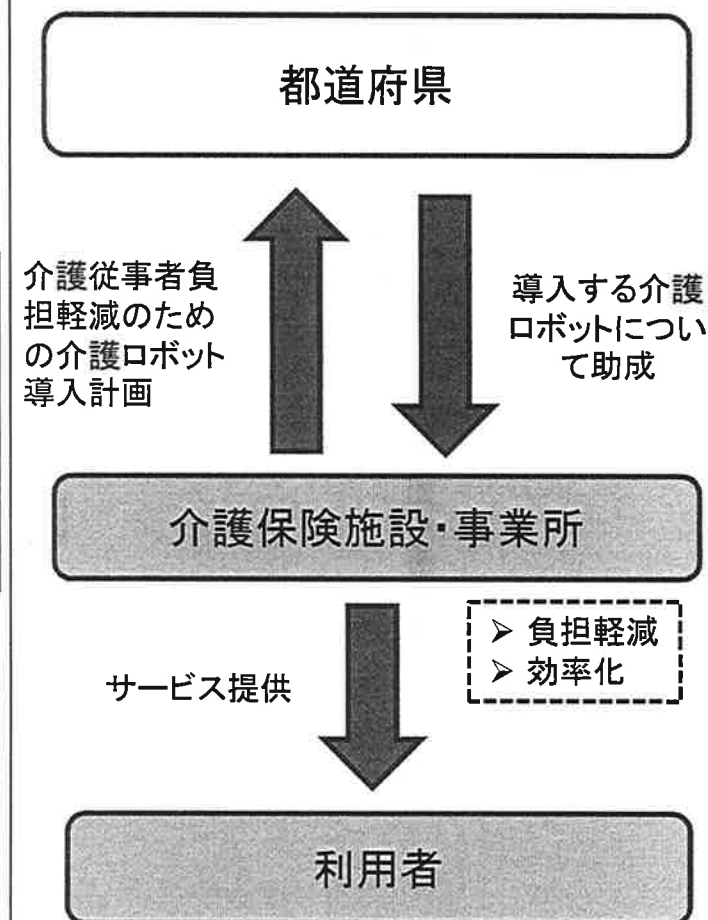
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
➢達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。（3年計画）
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額**
1機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数**
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係**
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



地域医療介護総合確保基金（介護ロボット導入支援事業）
 照会書

（照会日付）平成〇〇年 〇月 〇日
 （照会者）〇〇労働局所属課室
 氏名
 電話（内線）

下記について照会します。

	介護事業所名	製品名	製造番号等 ※機器が識別できるもの	補助金受給の有無（予定を含む） ※「有」の場合支払い時期	その他(特記事項)
1					
2					
3					
4					
5					

（回答日付）平成〇〇年〇月〇日
 （回答者）〇〇県所属課室
 氏名
 電話（内線）

※ 本照会は「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書」において、事前に申請事業主の同意を得て行っております。

※ 「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」は、その他補助金等を受けて導入する機器については、本助成金の対象とはならないため、本照会は支給の重複を防止するための確認です。

I C T 導入支援事業

1. 事業の目的

介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、I C T化については、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものである。

また、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「介護分野における I C T化に関しては、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進し、I C Tの導入を促進するための総合的な対応を検討し、来年度に導入を抜本的に進める」こととされている。

そのため、本事業において、介護事業所における I C T導入を支援することにより、介護分野における I C T化を抜本的に進めるものである。

2. 対象事業所

介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）

3. 要件等

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。

また、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。

- (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。ただし、2019 年度においては、当該年度中に上記標準仕様に準じたものに対応することで差し支えないものとする。

- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等を導入することのみも対象とする。

ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- (5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。

また、令和 2 年度より「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース。詳細は「第 6 回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」の参考資料 4 <<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000485926.pdf>> 参照。）の運用を開始する予定であることから、介護ソフト

については、CHASE 運用開始時に CHASE を踏まえた対応を可能とすることを推奨すること（本事業においてタブレット等のみを導入する場合も同様）。

- (6) 導入した介護事業所においては、別途通知する内容に基づき、管理者等が導入効果等を記入の上、報告することとする。

また、都道府県においては、上記の報告を受けた場合には、厚生労働省老健局振興課に提出することとする。

なお、当該報告内容については、介護事業所における I C T の選択に資するよう、介護事業者向けに公表する予定である。

4. 補助額

1 事業所あたり対象経費の 1 / 2 以内（上限 3 0 万円）

5. 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など

※ 1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※ 2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど I C T 技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。

※ 3 バックオフィス業務（人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費は対象外とする。

6. その他

経済産業省が実施している「I T 導入補助金」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。

また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とはならないこと。

介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱

1 事業の目的

厚生労働省では介護サービス事業所が抱える業務課題の抽出やその解決（職場環境の改善、業務内容と役割分担の明確化、介護ロボットやＩＣＴの活用等による職員の負担軽減等）に向けたプロセスを整理し、事業所自らが生産性向上に取り組むことができるよう平成 30 年度に生産性向上ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成した。この取組の普及・促進に当たっては、人的体制等により、ガイドラインを直ちに活用できない状況にある事業所に対しても取組の後押しをしていく必要があるとともに、取組の結果得られた改善成果については、地域の中で共有しそのノウハウを最大限活用していくことが効果的である。

このため、本事業を通じて、①介護事業所の生産性向上に向けた取組の支援（以下「業務改善支援」という。）を行い、②取組の成果を多様な改善モデルとして都道府県で集約し、「見える化」による横展開を行うことで、地域における好循環を生み出しながら生産性向上の取組を面的に推進する。併せて、このような取組が、2025 年や 2040 年を見据えた持続可能な介護サービス提供体制の確保や限られた地域資源の効果的・効率的な活用に資することを目的とする。

2. 対象事業所

介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする）であって、地域全体における生産性向上に向けた取組の拡大にも資するものとして都道府県又は市町村が認めるもの

3. 対象となる事業内容

ガイドラインに基づき、職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者（※ 1）（以下「業務改善支援事業者」という）が、本事業の対象となる介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行う。なお、少なくとも上記①～③を踏まえた実地による個別支援を 3 回以上は実施する。（電話や電子メール等による支援は随時実施）

※ 1 本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること。

※ 2 本事業を実施する事業所は、業務改善支援事業者の支援を受けながら、

事前評価（課題抽出）を踏まえた「業務改善計画」及び事業実施後の「事後評価書」を作成すること。

「業務改善計画」には、ア 抽出された課題、イ 達成すべき目標、ウ 期待される効果、エ 目標達成に向けたプロセス等を記載すること。

また、「事後評価書」には、

ア 量的な効率化につながった事項（残業時間や文書量の縮減等により職員の負担軽減やミスの防止につながるもの等）

イ サービスや業務の質の向上につながった事項（利用者とのコミュニケーションの時間、アセスメントの時間、他職種連携などによる情報共有のための時間及び研修参加など人材育成に係る時間の確保等）

などを記載すること。

4. 補助額

1 事業所あたり対象経費の 1 / 2 以内（上限 30 万円）

5. 市町村の意見書

（1）市町村が指定権者である介護事業所は、都道府県に本事業の申請を行う際、以下の観点から、本事業を実施する必要があることについて、事前に市町村に別紙様式①により意見書の提出を求めること。

- ・総労働時間や超過勤務が多い等の人材不足に関連した課題（人員配置、業務プロセス等を含む）を解決することが急務である事業所
- ・早急に業務改善に向けた支援が必要であると事業者団体から推薦があり、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所 など

（2）市町村は、（1）による意見書の提出を求められた場合、当該介護事業所を本事業の対象とすることについての意見を別紙様式②に記載すること。

（3）介護事業所は、（2）の市町村の意見書を都道府県が定める申請書類に添付すること。

※ 都道府県が指定権者である介護事業所については、市町村の意見書は不要であるが、都道府県における基金事業採択の審査において、（1）と同様の視点により、本事業の対象とすることについて検討すること。

6. 都道府県による取組成果の横展開

（1）介護事業所は、事業終了後、下記の内容を都道府県に報告すること。

- ・上記 3 で作成する「業務改善計画」及び「事後評価書」
- ・その他、取組の成果が把握できる事項（利用者の満足度、収支の状況、取組の感想と残された課題など）

(2) 都道府県は(1)の報告を踏まえ、事業の取組成果を取りまとめ、地域の介護事業所の取組に活用できるようホームページ等で公表するとともに、介護サービス事業所(者)を対象とした各種研修会や事業者団体等と連携した取組の横展開を行うこと。

なお、公表の際は、支援にあたった業務改善支援事業者も公表すること。

別紙様式①
(介護事業所→市町村)

○年○月○日
(文書番号)

〇〇市(町村) 〇〇課

(法人名又は事業所名)
(代表者名)

介護サービス事業所に対する業務改善支援事業実施に係る
市町村の意見について(依頼)

「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」(令和元年5月10日厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長連名通知)の別紙3の5(1)に基づき、下記1の介護サービス事業所・施設における業務改善支援事業の実施に必要であるため、貴市(町村)の意見をお伺いする。

記

1 当該事業の実施を希望する介護サービス事業所・施設の名称及び所在地等

- ① 法人名
- ② 事業所・施設の名称
- ③ サービス種別
- ④ 所在地

2 当該事業の実施が必要な理由

--

別紙様式②
(市町村→介護事業所)

○年○月○日
(文書番号)

(法人名又は事業所名)
(代表者名) 殿

〇〇市(町村) 〇〇課

介護サービス事業所に対する業務改善支援事業実施に係る意見

○年○月○日付(文書番号)により依頼のあった下記1の介護サービス事業所・施設に係る「介護サービスに対する業務改善支援事業」の実施についての当市(町村)の意見は、下記2のとおりであるので通知する。

記

- 1 介護サービス事業所・施設の名称及び所在地等
 - ① 法人名
 - ② 事業所・施設の名称
 - ③ サービス種別
 - ④ 所在地
- 2 意見(該当する番号に○を付ける)
 - 1 総労働時間や超過勤務が多い等の人材不足に関連した課題(人員配置、業務プロセス等を含む)を解決することが急務である事業所と認められる
 - 2 早急に業務改善に向けた支援が必要であると事業者団体から推薦があり、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所と認められる
 - 3 上記1、2に該当しないが、本事業の実施事業所として適当と認められる
 - 4 上記1から3に該当しない

※「3」の場合に適当と認められる理由

--

新

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規）

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。

介護事業所に対する業務改善支援事業

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等
※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

事業スキーム

①課題解決が急務な事業所

②業務改善支援（事前評価（課題抽出）、改善支援、事後評価）の実施

③改善成果報告・公表等

④改善モデルを蓄積して近隣事業所に横展開

⑤地域における生産性向上の取組が面的に拡大

ICT導入支援事業

【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】 介護事業所

【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

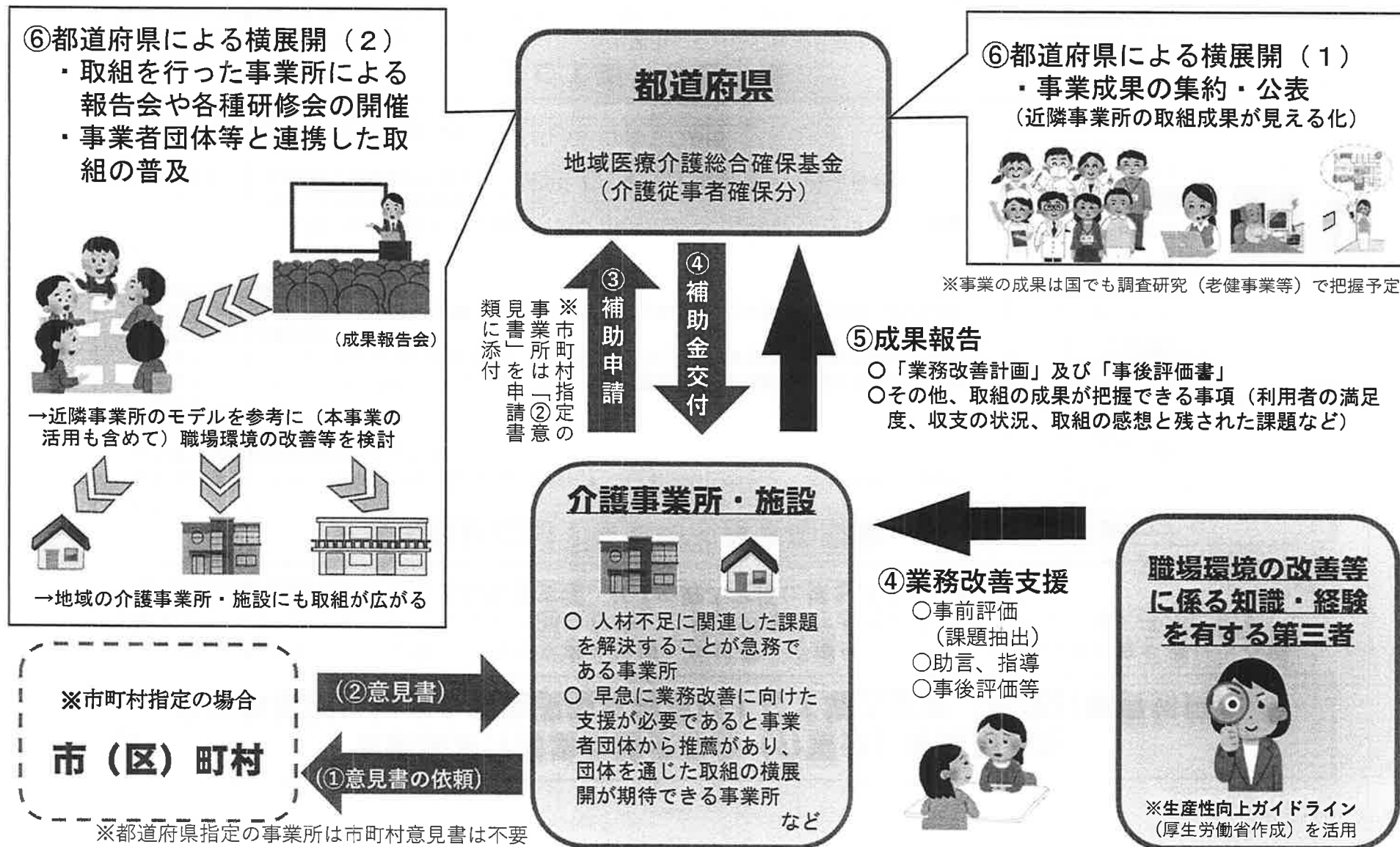
【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

訪問介護の場合



「介護事業所に対する業務改善支援事業」の流れ

本事業を通じて、①介護事業所の生産性向上に向けた取組の支援、②取組の成果を多様な改善モデルとして都道府県が横展開を行うことで、地域における取組の好循環を生み出し、生産性向上の取組を面的に推進する。



地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対するICT導入支援事業（平成31年度新規）

【目的】

介護事業所における業務の効率化を通じて訪問介護員等の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することにより、利用者に対して質の高いサービスを効率的に提供する。

【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）の一部を助成

【対象事業所】

介護事業所

【要件】

- ・介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること ※それぞれのソフトのベンダーは別でも可
 - ・「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること
 - ・タブレット等を購入する場合には、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。
 - ・導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
 - ・導入した介護事業所においては、別途通知する内容に基づき、管理者等が導入効果等を記入の上、報告すること。
- ※令和2年度より「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース）の運用を開始する予定であることから、介護ソフトについては、CHASE運用開始時にCHASEを踏まえた対応を可能とすることを推奨すること。

【補助額】

（1事業所あたり）対象経費の1／2以内（上限30万円）

